平成２６年（フ）第１８２７号
神戸市須磨区松風町６丁目１番18号　リヴェラ松風201号室、前住所神戸市須磨区多井畑南町28番地の５
破産者　棚橋　純子
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９７５号
大阪府交野市私部西１丁目17番10―101号
破産者　齋藤　敏輝
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０５９号
大阪府泉大津市旭町15番22号
破産者　河内　和夫
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５２２号
大阪市東淀川区淡路３丁目８番９―102号、前住所大阪市城東区諏訪２丁目７番９号
破産者　杉橋　重敏
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７５５号
大阪市東成区神路１丁目１番12号
破産者　西村整骨院こと　西村　公志
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９０５号
大阪市東淀川区豊新１丁目12番14号　パークハイツ303号
破産者　松岡　裕子
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９６６号
兵庫県宍粟市山崎町田井531番地１、前住所兵庫県西宮市屋敷町13番８号
破産者　森田　茂之
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６９０号
大阪府寝屋川市川勝町８番５号
破産者　今井　敏之
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６９７号
大阪府守口市大枝北町４番13号
破産者　谷山　容子
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４７号
神戸市中央区中山手通３丁目２番１―804号
破産者　葉慧こと　叶　　慧
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５５８号
神戸市長田区一里山町１―７朝日プラザモンターニュ北神戸１番館403号、住民票上の住所神戸市兵庫区西出町２丁目３番23―401号
破産者　松尾　尚武
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３３号
兵庫県明石市魚住町西岡370―９、開始決定時の住所兵庫県姫路市保城89番地
破産者　石川　幸子
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１８４号
福岡県久留米市日ノ出町103番地１　大石ハイツ102号
破産者　江崎　完史
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第４７３号
北九州市小倉南区沼新町３丁目13番25号
破産者　高田　雅子
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４７８号
北九州市戸畑区中原西３丁目３番35―102号
破産者　丸山　忠晴
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２７６号
熊本県菊池郡大津町大字室1340番地　北出口団地31、住民票上の住所福岡市中央区清川１丁目４番２―1104号
破産者　岩切　優季
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５６４号
熊本県合志市豊岡2217番地99、前住所熊本市北区龍田１丁目23番87号
破産者　前田　清也
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第９６号
沖縄県那覇市樋川２丁目１番23号　２階
破産者　知念　成史
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２４０号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原3185番地の２エリア21―405
破産者　黒島　美香
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部